



平成21年11月26日

各位

会社名：アートコーポレーション株式会社
代表者名 代表取締役社長 寺田 千代乃
(コード番号：9030 東証・大証第一部)
問合せ先：専務取締役 寺田 政登
電話番号：072-870-0123

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年11月26日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年12月22日開催予定の第33期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」とします。）附則第6条第1項の定めにより、当社は株券電子化の施行日（平成21年1月5日）において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条（株券の発行）、第8条における単元未満株券の不発行に関する規定および第9条における実質株主名簿に関する規定は不要となりますので、これらを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整理を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年12月22日（火）

定款変更の効力発生日 平成21年12月22日（火）

以上

(別紙)

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 <u>当社は、その株式に係る株券を発行する。</u></p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. <u>当社は、単元未満株式に係わる株券を発行しない。但し、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の<u>株券の種類、株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>の氏名等株主名簿記載事項の変更、<u>単元未満株式の買取請求の取扱、その他株式に関する手続及び手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第10条 〈 記載省略〉</p> <p>第11条 (基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主をもって、</u>定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第13条 〈 記載省略〉</p> <p>第31条 (剰余金の配当)</p> <p>第32条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、</u>期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に<u>記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、</u>中間配当を行うことができる。</p> <p>第33条 〈 記載省略〉</p> <p>第34条</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 〈現行どおり〉 (削除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>第9条 〈 現行どおり〉</p> <p>第10条 (基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年9月30日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>第12条 〈 現行どおり〉</p> <p>第30条 (剰余金の配当)</p> <p>第31条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p>第32条 〈 現行どおり〉</p> <p>第33条</p>